



※ 自主検査の制度

◆ 消防法令に基づく自主検査の基準

防火管理の基本は、自主的に防火管理上必要な事項が消防法令の基準どおり守られているかどうかについて、日頃から防火管理者がチェックすること(自主的に点検すること)です。では、消防法令上自主検査(点検)についてどのように規定されているのでしょうか。



○ 消防法第8条【防火管理者】

学校、病院[中略]・複合用途防火対象物[中略]・の管理について権原を有する者は、[中略]・防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

○ 消防法施行令第3条の2【防火管理者の責務】

1 [略]

2 防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

3 [略]

4 防火管理者は、消防の用に供する設備、消防用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。

○ 消防法施行規則第3条【防火管理に係る消防計画】

1 防火管理者は、令第3条の2第1項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて消防計画を作成し、・・[中略]・消防署長に届け出なければならない。消防計画を変更するときも、同様とする。

イ [略]

ロ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。

ハ～ヲ [略]

2～11 [略]

- 法第8条では、防火対象物の管理権原者は、防火管理者を定めて消防計画を作成させ、消防計画に基づき消防用設備等の点検・整備や火気の使用又は避難施設の維持管理、収容人員の管理等、防火管理上必要な業務を実施させるよう規定されています。
- 防火管理者は、規則第3条に定める事項を消防計画で定めなければなりません、自主検査については同条第1項第2号で規定されています。
- 自主検査の時期、実施方法、検査項目などは、防火対象物の位置、構造、設備の状況並びに使用状況等に応じて具体的に定めておく必要があり、[自主検査マニュアル](#)では実施方法や検査項目を第2章の検査項目表及び写真、イラストで見る検査のポイントで記述しています。
- なお、自主検査を実施するには、自主検査表(チェックリスト)が必要になります。  
自主検査表を作成するには、「自主検査マニュアル」第2章の1に掲げる「検査項目表」を活用してください。  
なお、この「検査項目表」は自主検査実施上必要なすべての項目について記載していますので、皆様方の事業所に必要な部分のみを選定し、作成してください。
- そのほか、防火管理者は令第3条の2第4項において、消防用設備等の点検・整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行うときは火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならないとされています。

